

◎家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律案新旧対照表
 ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十七日の六 〔略〕</p> <p>二十八 家庭における子育て及び介護の支援の推進に関する法律（平成二十七年法律第 号）第五条第一項に規定する基本方針の作成及び推進に関すること。</p> <p>二十八の二 〔略〕</p> <p>二十九 六十二 〔略〕</p>	<p>（所掌事務） 第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十七日の六 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十八 〔略〕</p> <p>二十九 六十二 〔略〕</p>